

あおばスタート補助金

AOBA START

活動のスタートを応援します！

令和7年度事業募集

◆ 求める取組

自治会町内会と連携・協力して実施する、
青葉区内の地域課題の解決につながる取組

◆ 補助金額

初年度：上限 **30**万円（補助対象経費の9/10上限）

2年度目：上限 **15**万円（補助対象経費の1/2上限）

◆ 募集期間

令和7年4月1日(火)から11月28日(金)まで
(※予算上限に達し次第終了)



Let's try!

問い合わせ先

青葉区 地域振興課 地域力推進担当

電話：045-978-2286 FAX：045-978-2413

Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp



申請にあたっては、必ず事前に地域力推進担当にご相談ください。

令和7年度あおばスタート補助金 募集要件

対象団体

- ❖ 下記のすべての要件を満たすもの
- 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体
- 民主的な意思決定の場がある団体

対象事業

- ❖ 下記のすべての要件を満たすもの
- 青葉区内の地域課題の解決につながる事業
- 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業
- これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業
- 課題とその解決手法が明確に提示されている事業
- 自主的・主体的に企画及び実施する事業
- 令和7年度中に実施する事業
- 令和7年度以降も継続的な取組を行おうとしている事業

- ※ 次に該当する事業は対象外とします。
- 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業
- 他の補助金等の支援を受けている事業
- 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業

対象経費

- 申請日から令和8年3月31日までに支出する事業に要する経費を対象とします。
ただし、次に掲げるものは対象としません。
- ① 施設などの維持管理に関する経費
 - ② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費
 - ③ 申請団体に所属する者への謝金
 - ※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。

補助期間

連続する2か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。

補助金額

初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定
2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定

申請期間

令和7年11月28日（金）まで（予算上限に達し次第終了）
（※申請前の相談は必須です。初回相談は、11月7日（金）までに行ってください。）

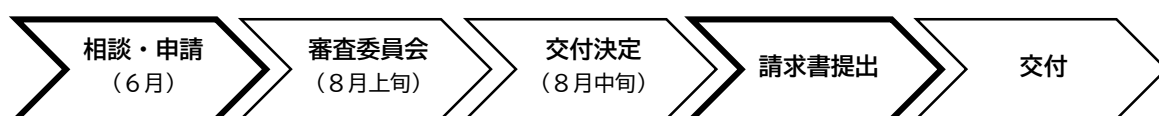
交付決定方法

申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。

審査項目

① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫

交付までの流れ



申請方法 （※要事前相談）

【提出先】

青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口）
住 所：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4
Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

